

2016年8月

## アフリカ知的財産ニュースレター 2016年8月号(Vol.12)

### カメルーンと南アフリカ: 知的財産を非常に重視している国々

#### はじめに

本号で採り上げる二つのテーマは、互いに異なっているが、いずれも知的財産の観点から見て非常に有望視されるものである。第1のテーマは、カメルーン — OAPI(アフリカ知的財産機関)による地域登録制度の事務局が置かれている — が、知的財産権侵害を非常に重要な問題と見なしていることを明らかにしたという事実である。第2のテーマは、南アフリカ — アフリカ最大の経済圏の一つ — の当局が、同国の知的財産ポリシーを策定する段階に差し掛かった時点で、当局は政策の影響を被る関係者全員と連携する必要があるとの認識を示したという事実に関わっている。

#### カメルーンは知的財産権侵害を重大な犯罪と規定している

カメルーンは、知的財産権を侵害した者は厳しく処罰されるべきだという意図を表明している。刑法改正のための新たな法律「法律 2016 年第 007 号」(2016 年 7 月 12 日制定)は、知的財産権の侵害 — 伝統的に民事裁判所を通じて処理されてきた問題 — を刑法の適用範囲にしっかりと位置付けている。この新法は数多くの犯罪を新たに規定し、それらについて重い刑罰を定めている。模倣が同国の経済の健全性に対する重大な脅威を生じさせている、とカメルーン当局が認識していることは明らかである。

注意すべき点としては、カメルーンは OAPI の加入国であり、新法にいう「登録された権利」とは OAPI 登録のことである。

#### 商標

商標は、知的財産の他の形態と比べて、おそらく模倣による悪影響を被る度合いがより大きいということを考えれば、商標侵害が新法の中で非常に重視されていることはさほど驚くべきことではないだろう。実際、商標に関係する犯罪は広範囲に及んでいる。

第1に、登録商標を模倣することは新法の下で犯罪とされている。登録商標の模倣に対しては、3か月以上2年以下の懲役刑および1,000,000~6,000,000 CAFフラン(米ドルにしておよそ1,675~10,000ドル)の罰金刑が科される。

同様に、登録商標の侵害に相当する物品の隠匿、販売、輸出、輸入又は使用も犯罪とされる。この犯罪に対する刑罰は上記と同じである。つまり、通常よく見られる商標権侵害はいまや犯罪であり、懲役刑による処罰が可能だということになる。

いずれの場合にも、裁判所は商標侵害に相当する物品の押収および引渡を命じる権限を有している。裁判所はさらに、自らが示した判決の公開を命じる権限を持っており、判決の公開は違反者の費用負担によって行われ、裁判官が妥当と見なしたあらゆるメディア(印刷物、ラジオ、テレビ、インターネットを含む)による公開が可能である。最後に、裁判所は、違反者が向こう10年間にわたって商工会議所(Consular Chamber of Commerce)のメンバーに選任される資格を失う旨を宣言する権限を有する。こ

の最後の措置は、おそらく、違反者が相当の期間にわたって営業不能となり、従って商標を侵害しえなくなることを保証する目的で設けられたものであろう。

### **特許**

特許に関しては新たに様々な犯罪が規定されているが、特許権者が訴状を提出しない限り訴追がなされることはない。

特許に関わる第1の犯罪は、「善意の(‘*unknowingly*’)」特許使用である。第2の犯罪は、特許侵害に相当する物品の隠匿、販売、輸出、輸入又は使用である。いずれの犯罪に対しても、1,000,000～3,000,000 CAFフラン(米ドルにしておよそ1,675～5,000ドル)の罰金刑が科される。累犯の場合、又は、特許を不正に使用された企業の従業員が犯人であった場合、1～6か月の懲役刑が追加されることがある。

これらの犯罪についても、裁判所は自らが示した判決の公開を命じる権限を有している。裁判所はさらに、侵害に相当する物品の押収、および、特許権者への引渡を命じる権限を有する。違反者が特許の有効性又は所有者に関わる争点を提起した場合、裁判所はそれらの争点についても判断を求められる。

### **意匠**

新法は、意匠に関わる犯罪を新たに定めている。ただし、意匠権者が訴状を提出しない限り訴追がなされることはない。

登録意匠を「不当に利用する行為(‘*unduly exploit*’)」は犯罪である。この犯罪に対しては、1,000,000～3,000,000 CAFフラン(米ドルにしておよそ1,675～5,000ドル)の罰金刑が科される。累犯の場合、又は意匠を不正に使用された企業の従業員が犯人であった場合、1～6か月の懲役刑が追加されることがある。

裁判所は、自らが示した判決の公開、および、商品の押収を命じる権限を有する。裁判所はさらに、違反者が商工会議所(Consular Chamber of Commerce)のメンバーに選任される資格を向こう10年間にわたって停止するよう命じる権限を有する。違反容疑者が意匠の有効性又は所有者に関わる争点を提起した場合、裁判所はそれらの争点についても判断を求められる。

### **著作権**

新法は、著作権に関わる犯罪を新たに定めている。同法により、以下の行為は犯罪となる。

- 著作物を無許可で実演、複製、変形し、又は無許可で頒布することによって、文学的著作物又は美術的著作物を不当に利用すること。
- 実演家又は制作者もしくは権利を所有する企業から許可を得ることなく、録音物、レコード又はビデオの複製、通信、販売、交換又は賃貸を行うこと。
- 開示の権利、著作権、あるいは、文学的又は美術的著作物に関する権利を侵害することにより、著作者人格権を侵害すること。
- 実演に関する著作権および同一性保持権を侵害すること。
- レコード又はビデオを無許可で輸入又は輸出すること。
- 特定の視聴者のみに提供されるテレビ番組を不正に受信するために設計された設備機器を故意に製作し、又は輸入すること。
- 著作物を侵害から保護するために考案された技術的措置を無効化すること。
- 著作物の違法な実演を許可すること。
- 著作権料を支払わないこと。

- 著作権制度に関係する電子情報、すなわち著作物や使用条件の識別に役立つ情報を除去すること。
- 著作権制度に関係する電子情報が除去されていることを知りながら著作物を頒布すること。

著作権の侵害に対する処罰は特に厳しいものである。著作権侵害に対しては、5年以上10年以下の懲役刑ならびに500,000～10,000,000 CAFフラン(米ドルにしておよそ800～17,000ドル)の罰金刑が科される。侵害された権利の所有者の共同契約業者が犯人であった場合、上記の刑罰は2倍に加重される。

裁判所は、著作物の複製物、犯罪の実行に使用された設備、および、侵害により得られた収益の押収を命じる権限を有する。裁判所はさらに、使用された設備の破棄を命じる権限を有する。

他の形態の知的財産に関わる犯罪の場合と同様、裁判所は自らが示した判決の公開を命じることができる。

### 所見

以上に挙げた新たな施策によって、人々はカメルーン国内で知的財産権を侵害することを躊躇するようになるだろう。これらの施策に関係する知的財産権はOAPI登録であるため、OAPIに参加している他の諸国がカメルーンの先例に倣うかどうか、注視したい。

## 南アフリカ知的所有権政策に関する重要な展開

### はじめに

2013年、南アフリカの当局は、知的財産政策のドラフトを公表した。この文書は多くの分野をカバーしていたが、最も衝撃的な提言は、南アフリカは特許の実体審査を導入すべきだという主張だったかもしれない — この提案は、ある程度までは、医薬品特許をめぐる懸念(いわゆる医薬品特許の「エバーグリーン化」又は特許延長を含む)に対処することを意図したものである。

知的財産政策のドラフトが掲げた幅広い「開発途上世界の目標」は総じて歓迎されたが、技術革新、手ごろな価格の医薬品、同国の知的財産制度の近代化という課題のバランスが取れていない感があり、この文書は物議を醸すものであることが後に明らかになった。また、この文書は、文章の面でもやや難があり、この点も批判の対象となった。

このような懸念や批判に答えるため、貿易産業省(DTI)は2013年10月9日に法律実務家たちを集めてワークショップを開いたが、2013年10月15日に予定されていた次のワークショップは延期とされ、実際には開かれなかった。2015年2月、DTIはラウンドテーブルを主催し、この会合の席上、政府官僚が、南アフリカにおいて特許の実体審査制度を実施することを同省が最終的に決定したと発表した。その後、南アフリカ特許庁は特許審査官としての訓練を受けさせるために20名程度の職員を採用した。

### 最近の展開

万事が非常に静かに進行したため、南アフリカの人々は、知的財産政策のドラフトはどうなったのかと思っていた。しかし、2016年7月6日、南アフリカの内閣が「知的財産に関する諮問枠組み(the Intellectual Property Consultative Framework)」と呼ばれる新たな文書を承認した時点で、事態は明らかになった。「知的財産に関する諮問枠組み」は、南アフリカの最終的な知的財産政策を策定するに当たって政府と一般社会との持続的な連携の円滑化を図るものである。このことは知的財産政策のドラフトをめぐる喚起された懸念の一部に同国政府が注意を払っていたことを確かに示唆している。

「知的財産に関する諮問枠組み」の主要な目標は、南アフリカの最終的な知的財産ポリシーの策定における協議プロセスを強化し、最終的な政策が政府の政策と一般社会の利害関係者の利益にあまねく合致したものとなることを保証することである。最終的な知的財産ポリシーが憲法により保護される財産権を尊重する一方で公益との適正なバランスを実現し、南アフリカ独自の技術革新と発展の力学を念頭においたものとなることを同国政府が保証するであろうとこの文書は明言している。

## 所見

南アフリカの最終的な知的財産ポリシーがまとまるまでにはまだ時間がかかるかもしれないが、そのプロセスは再び軌道に乗ったようであり、すべての当事者の利益が考慮されることになるであろうと思われる。知的財産権を尊重する一方で公益との適正なバランスを実現するという同国政府の約束は、きわめて歓迎すべきものである。最終的な知的財産ポリシーが大きな遅滞なくまとまることを願う。

## 結論

我々の見るところ、カメルーンと南アフリカで最近起こった上述の展開は非常に有望なものである。アフリカの二つの政府が、経済発展にとって知的財産がどれほど重要であるか自分たちが理解していることをきわめて明瞭に示したのである。知的財産権者の利益は保護される必要があるが、公衆の利益を考慮する必要もある。

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 12 (2016年8月)

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp

**JETRO**

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2016年8月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。